

報告第34号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年11月28日提出

小田原市長 加藤憲一

## 専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分する。

### 小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成12年小田原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第61号中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同条第62号中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

令和 7 年 10 月 31 日

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

建築基準法施行令の一部改正に伴い、同令の条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。